

各務原ふれあいバス等運行業務仕様書

1. 業務の目的

「各務原市地域公共交通計画」に基づく、効果的、効率的な公共交通サービスの確立

2. 業務名

各務原ふれあいバス等運行業務

3. 事業主体

各務原市

4. 運行主体

運行開始までに道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している事業者、もしくは取得する見込みの事業者

5. 運行期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

6. 運行日

月曜日～日曜日 ※年末年始（12月29日1月2日）は運行しない

7. 路線の概要

別紙「ふれあいバスマップ」「テクノライナー」路線図・時刻表を参照

路線、運行回数、運行時刻、停留所の変更は、別途、市が指示する。ただし、変更する場合は、事前に双方で協議する。

8. 運賃

①ふれあいバス

大人（中学生以上）1乗車100円、小児（小学生）1乗車50円、未就学児無料
1日乗り放題券1枚400円（バス車内で販売）

②テクノライナー

大人（中学生以上）1乗車200円または300円、小児（小学生）1乗車100円
または150円（区間により異なる）、未就学児無料

※①②とも障がい者割引、乗継割引あり

運賃の支払いは現金または交通系ICカード

9. ふれあいバス乗り継ぎ券

乗り継ぎ拠点にて、チョイソコかかみがはら利用者がふれあいバスに乗り継ぐ場合にのみ、チョイソコ車内にて「ふれあいバス乗り継ぎ券」を渡す。

「ふれあいバス乗り継ぎ券」は、券面に記載された当日のみ有効とし、利用者は乗り継ぎ先のふれあいバス1乗車分の運賃として利用できるものとする。

10. 運行負担金

負担金額はふれあいバスの運行に係る全ての費用(①運行経費：人件費、燃料油脂料、車両修繕費、車両償却・リース料、自動車税、自動車重量税、自動車損害保険料、その他経費、②初期費用：音声合成作成、表示機作成、LED作成、バス停購入等、③一般管理費)から運行収入、運送外収入、国等から交付される補助金を控除した額とし、半年毎に締結する協議書に定めた金額を上限とする。

11. 業務内容

(1) 運転及び運賃收受業務

(2) 運転に伴う管理業務

燃料給油、オイル交換、法定点検、冬季タイヤ脱着、日常バス点検、バスの修理・点検、その他運行に必要な業務

(3) 車両の保管(場所の確保及び経費の負担は事業者とする)

(4) バスの清掃

(5) 各種報告書の作成報告及び保持

- ・運転日報、点検整備記録を作成保持し、市が求める場合は提出すること。
- ・事故等が発生した場合は、文書で報告すること。
- ・毎日の1路線・1便ごとの乗客数を毎月市へ報告すること。
- ・安全運転実施計画書及び運転手等の教育計画書等を市が必要とする場合は、提出すること。

(6) 業務上発生した事故等は、事業者の責任及び負担とし処理すること。

(7) バス停の設置、維持管理(バス停時刻表の作成及び維持管理を含む)

(8) その他業務に関するここに示されていない軽微な事項については、負担金額の範囲内で市の指示に従う。

12. 車両

(1) バリアフリー対応車両(ノンステップバス、車椅子固定スペース付)

(2) 使用者及び所有者(予備車は使用者のみ)は事業者とし、乗車定員は35名以上とする。ナンバーは営業(緑ナンバー)とする。

(3) 車両が車検時、点検時及び故障等で運転できなくなった場合は、予備車若しく

は事業者所有の車両で運行するものとする。

(3) 車両の新規及び色あせ等による塗装等の費用は、事業者が負担する。

(4) 事業者の責任による修理費以外は運行負担金に含めるものとする。

13. 事故等の報告

本業務中において、事故等緊急事態が発生した時は、速やかに市へ報告し、対応を協議するものとする。

14. 損害賠償責任

(1) 事故、故障等による自動車の破損、その他運転者の行為により人身、財物等に損害を与えたときは、原因のいかんに関わらず運行委託事業者の責任とする。

(2) 事業者は、第三者に与えた損害を十分補填しうる保険に加入すること。なお、対人賠償保険について無制限、対物1事故2,000万円以上に加入することを義務付ける。また、市が必要とする場合は加入時の写しを提出すること。

15. 日常業務に関する指示

日常業務、運休、工事等によるルートの変更、日報の提出等について、市の指示に従うこと。

16. 協議、意見交換会の場

本業務の実施期間中、次の事項を協議、意見交換する場を設置できるものとする。

(1) 業務実績報告書の内容に関する事項

(2) 安全管理、車輛管理に関する事項

(3) 苦情、要望事項

(4) 運行方法等に対する改善提言に関する事項

(5) その他必要事項

17. 再委託の禁止

第三者に対し、委託業務の一部又は全部の実施を委託することは禁止する。

18. 関係法令の遵守

業務の履行に関し、道路運送法、その他の関係法令を遵守すること。

19. 運行を行うための事業者の条件

(1) 令和7年9月30日までに運行区域内に中部運輸局が認可する乗合事業の営業所を備え、かつ当該営業所に乗合事業を行うための運行管理者を備えること。

- (2) 中部運輸局岐阜運輸支局へ本仕様に基づく道路運送法第4条の乗合事業の申請をし、令和7年9月30日までに許可を得ること。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、市のパートナーとしてまちづくりの一部を担うという認識のもと、運行に望むこと。

20. 妨害又は不当要求に対する通報義務

運行事業者は、契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

運行事業者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。

21. その他、疑義事項等

本仕様書に定めなき事項又は疑義を生じた事項については、市と運行委託事業者の協議の上、誠意をもってその解決にあたるものとする。